

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の適用を受ける調達を一般競争入札に付すので、下記のとおり告示する。

令和 6 年 10 月 4 日

札幌市長 秋元 克広

記

1 契約担当部局

札幌市教育委員会生涯学習部学校施設課

住 所：〒060-0002 札幌市中央区北 2 条西 2 丁目 STV 北 2 条ビル

電話番号：011-211-3835

2 入札に付する事業

(1) 事業名

札幌市学校施設冷房設備整備事業

(2) 事業対象校

札幌市立学校 177 校。詳細は入札説明書のとおり。

(3) 事業期間

事業契約締結日の翌日から令和 10 年(2028 年) 3 月 31 日まで

(4) 事業内容

本事業は、PFI 手法（BT 方式）の導入により、民間事業者の技術的知見・能力を最大限活用し、対象校の普通教室及び職員室等の対象室における冷房設備の効率的・効果的な新設を行うことで、夏季の室温を適切に保つことによる児童・生徒への望ましい学習環境を提供するものである。

(5) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10%に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札参加者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

(7) 入札の方式

本調達は、地方自治法施行令（平成 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）第 167 条の 10 の 2 の規定に基づき、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価一般競争入札方式によるものとする。

3 入札予定価格

本事業の入札予定価格は、以下に示すとおりとする。

予定価格：16,274,000,000 円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

4 入札参加資格

(1) 入札参加者の構成等

ア 入札参加者の構成

入札参加者の構成については、次のとおりとする。

(ア) 冷房設備の設計業務を行う者、冷房設備の施工業務を行う者、冷房設備の工事監理業務を行う者により構成されるグループとする。なお、進捗管理や他の構成員との連絡調整などの統括管理業務やその他業務を行う者が構成員等となることを妨げない。

(イ) 同一の者が複数の業務を実施することを可能とする。ただし、施工業務を行う者が工事監理業務を行う場合、一つの対象校において、施工業務と工事監理業務を同一の者又は相互に資本面若しくは人事面で関係のある者が兼ねることはできず、工事監理業務を行うことができるのは、施工業務を行っていない対象校に限るものとする。なお、「資本面で関係のある者」とは、当該企業の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える議決権を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている者をいい、「人事面で関係のある者」とは、当該企業の役員（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 329 条第 1 項の規定による役員をいう。ただし、社外取締役及び社外監査役の場合を除く。以下同じ。）を兼ねている場合をいう（以下同じ）。

(ウ) 構成員等のうち、代表企業は以下の定義による。

a. SPC を設立する場合は、SPC から直接に業務を請負、かつ SPC に出資する企業のうち、構成員を代表し入札手続きを行う企業をいう。

- b. SPC を設立しない場合は、構成員等を代表し入札手続きを行う企業をいう。
- (エ) 構成員等のうち、協力企業は以下の定義による。
 - a. SPC を設立する場合は、SPC から直接に業務を受託又は請負、かつ SPC に出資しない企業をいう。
 - b. SPC を設立しない場合は、代表企業から直接に業務を受託又は請負う企業をいう。
- (オ) 再委託・再請負企業は、業務の一部を構成員等から請負う又は委託される構成員等以外の第三者をいう。
- (カ) SPC を設立する場合において、落札した入札参加者の構成員は、仮契約締結までに札幌市内に SPC を設立するものとし、代表企業は出資者中最大の議決権を持つものとする。なお、構成員以外のものが SPC の出資者となることは可能であるが、全事業期間において、構成員以外の出資者による議決権保有割合は全体の 50%未満とする。
- (キ) SPC を設立する場合において、構成員は、SPC から受託した又は請け負った業務の一部について、再委託・再請負企業に委託、又は下請人を使用することができるが、その際は、当該委託又は請負に係る契約を締結する前に市に承諾を得ることとする。また、SPC を設立しない場合において、構成員等は、受託した又は請け負った業務の一部について、再委託・再請負企業に委託、又は下請人を使用することができるが、その際は、当該委託又は請負に係る契約を締結する前に市に承諾を得ることとする。なお、再委託・再請負企業に委託、又は下請人する場合は、選定事業者の責任において当該業務の履行や委託先の法令遵守等を確保すること。

イ 複数応募の禁止

入札参加者は、他の入札参加者の構成員等になることはできない。また、各業務を担当する企業及び同企業と資本面又は人事面において密接な関連のある者についても、他の入札参加者の構成員等になることはできない。

ただし、市が落札した入札参加者との事業契約を締結後、選定されなかった入札参加者の構成員等が、事業者の業務等を支援及び協力することは可能とする。

ウ 入札参加者の変更及び追加

本事業の入札への参加の意思を表明した入札参加者の変更は、市がやむを得な

いと認めた場合を除き、原則として認めない。

エ SPC の設立等

落札者が本事業を遂行するために会社法に定める株式会社として SPC を設立することを妨げない。ただし、SPC を設立する場合は、市は落札者と契約内容の明確化のための協議を行い、当該協議の内容に基づき、SPC と事業契約を締結するものとする。SPC は事業契約の仮契約の締結までに設立すること。

(2) 入札参加者の備えるべき参加資格要件

ア 入札参加者の構成員は、入札参加資格審査書類の提出日において、令和 5・6 年度札幌市競争入札参加資格者名簿（以下「入札参加資格者名簿」という。）に登録され、かつ、次の「2(3)入札参加者の共通要件」に該当する者とする。

イ 入札参加資格者名簿に登録されていない企業で登録が必要とされている業種・工種等に関し名簿登録がされていない場合は、参加資格確認申請書類の提出期限日の前日から起算して 10 日前の日までに次のとおり申請すること。

(ア) 申請先

札幌市財政局管財部契約管理課（札幌市中央区北 1 条西 2 丁目）

電話 011-211-2152

(イ) 申請に必要な書類の入手方法

上記(ア)の場所で交付するほか、下記 URL のホームページからダウンロードすることができる。

http://www.city.sapporo.jp/zaisei/keiyaku-kanri/chosei/toroku/9_wto.html

ウ 登録にあたっては、「2(4)業務を遂行する入札参加者の参加資格要件」で業種・工種等の指定がある場合はそれに従うものとし、統括管理業務などその他業務においては業種・工種等の指定はないものとする。

エ 入札参加資格確認申請書類に事実と異なる記載のある者は、当初から参加がなかったものとみなす。

(3) 入札参加者の共通資格要件

ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

イ PFI 法第 9 条各号に該当しない者であること。

ウ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続の開始の申立てがなさ

れていない者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続の開始の申立てがなされていない者等経営状態が著しく不健全な者でないこと。

エ 法人税、消費税、法人事業税、法人都道府県民税及び地方消費税を滞納している者でないこと。

オ 参加資格確認申請書類の提出期限から落札者の決定の日までの期間に、札幌市競争入札参加停止等措置要領（平成 14 年 4 月 26 日財政局理事決済）の規定に基づく参加資格の停止措置を受けていない者であること。

カ 札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成 25 年条例第 6 号。以下本項目において「条例」という。）に基づき、次に掲げる者でないこと。

（ア）役員等（入札参加者の役員又はその支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者等をいう。以下同じ。）が暴力団員（条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められる者。

（イ）暴力団（条例第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者。

（ウ）役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる者。

（エ）役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者。

（オ）役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められる者。

（カ）役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者。

キ 本事業のアドバイザー業務に関係している以下の者又はこれらの者と資本又は人事等において一定の関連のある者（会社法第 2 条第 3 号又は第 4 号に規定する親会社・子会社の関係がある場合をいう。以下同じ。）でないこと。

（ア）有限責任監査法人トーマツ

（イ）デロイトトーマツファイナンシャルアドバイザー合同会社

（ウ）デロイトトーマツ PRS 株式会社

(エ) 森・濱田松本法律事務所

ク 入札参加者は、選定委員会の委員が属する企業又は当該企業と資本若しくは人事等において一定の関係のある者でないこと。

(4) 業務を遂行する入札参加者の参加資格要件

冷房設備の設計業務、施工業務及び工事監理業務の各業務を行う構成員等は、上記の要件のほか、それぞれ次の要件を満たすこと。なお、SPC を設立する場合にあっては、SPC から以下のアからウの業務を行う者として業務を受託する者とする。

ア 「設計業務」を行う者の要件

「設計業務」を行う者は、下記の要件を全て満たしていること。

(ア) 令和 5・6 年度札幌市競争入札参加資格者名簿（大分類「工事」又は「建設関連サービス業」）に登録されていること。なお、入札に参加しようとする者が、参加資格者名簿に登録されていない場合、入札参加資格確認申請書類の提出までに札幌市競争入札参加資格申請を行い、登録を受けること。

(イ) 常勤の自社社員で、かつ、入札参加資格確認申請書類提出日において引き続き 3 か月以上の雇用関係がある建築士法（昭和 25 年法第 202 号）に基づく設備設計一級建築士又は建築設備士若しくは一級管工事施工管理技士の資格を持つ者を配置できること。

イ 「施工業務」を行う者の要件

提案する工事が電気工事又は管工事のいずれかを実施する場合には、実施する工事内容に合わせて、入札参加資格確認申請書類提出日において、以下の「電気」又は「管」のいずれかにおいて、全ての要件を満たしていること。なお、提案する工事が電気工事及び管工事のいずれも含む場合には、入札参加資格審査書類の提出日において、以下の「電気」及び「管」の両方について、全ての要件を満たしていること。

(ア) 「電気」

a. 令和 5・6 年度札幌市競争入札参加資格者名簿の「電気工事」に登録されていること。なお、入札に参加しようとする者が、参加資格者名簿に登録されていない場合、入札参加資格確認申請書類の提出までに札幌市競争入札参加資格申請を行い、登録を受けること。

b. 建設業法（昭和 24 年法第 100 号）第 3 条第 1 項の規定による「電気工事」

に係る特定建設業の許可を受けていること。

- c. 施工業務（電気工事）を行う者のうち 1 社は、建設業法第 27 条の 23 第 11 項の規定する経営事項審査を受け、直前の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書における「電気」の総合評定点が 700 点以上 であること。

(イ) 「管」

- a. 令和 5・6 年度札幌市競争入札参加資格者名簿の「管工事」に登録されていること。なお、入札に参加しようとする者が、参加資格者名簿に登録されていない場合、入札参加資格確認申請書類の提出までに札幌市競争入札参加資格申請を行い、登録を受けること。
- b. 建設業法（昭和 24 年法第 100 号）第 3 条第 1 項の規定による「管工事」に係る特定建設業の許可を受けていること。
- c. 施工業務（管工事）を行う者のうち 1 社は、建設業法第 27 条の 23 第 11 項の規定する経営事項審査を受け、直前の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書における「管」の総合評定点が 700 点以上であること。
- d. 施工業務（管工事）を行う者のうち 1 社は、平成 26 年度以降に、教育施設又はそれに類する施設の空調設備等の施工の元請としての実績を有すること。なお、「教育施設」とは、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校等とする。

ウ 「工事監理業務」を行う者の要件

「工事監理業務」を行う者は、下記の要件を全て満たしていること。

- (ア) 令和 5・6 年度札幌市競争入札参加資格者名簿（大分類「工事」又は「建設関連サービス業」）に登録されていること。なお、入札に参加しようとする者が、参加資格者名簿に登録されていない場合、入札参加資格確認申請書類の提出までに札幌市競争入札参加資格申請を行い、登録を受けること。

- (イ) 常勤の自社社員で、かつ、入札参加資格確認申請書類提出日において引き続き 3 か月以上の雇用関係がある建築士法に基づく設備設計一級建築士又は建築設備士若しくは一級管工事施工管理技士の資格を持つものを配置できること。

(5) その他

以上の規定にかかわらず、本事業に関して、選定委員会の委員に接触を試みた者については、入札参加資格を失う。

5 入札手続等

以下によるもののほか、詳細は入札説明書による。

(1) 参加資格確認に関する手続き

ア 入札参加表明書及び入札参加資格確認申請書類の受付

本入札に参加を表明する入札参加者は、以下の要領にて、様式集に示す「入札参加表明及び入札参加資格確認申請時の提出書類」を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならないものとする。なお、入札参加者が4(2)から(4)の参加資格要件を満たさなくなった場合、市に速やかに通知しなければならない。

イ 提出要領

(ア) 提出期間

令和6年(2024)年10月23日(水)から10月28日(月)17時00分必着

(イ) 提出方法

「6 問い合わせ先」宛てに持参又は郵送するものとする。

持参の場合は、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く日の午前9時から午後5時までとし、あらかじめ電話又はメールにて持参日時を連絡すること。

郵送の場合は、書留郵便(親展と明記すること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展と明記すること。)とする。

ウ 参加資格確認結果の通知

市は、令和6年(2024年)11月1日(金)までに、参加表明を行った入札参加者に対し、参加資格の確認結果を個別に通知する。なお、参加資格がないと認めた者に対しては、その理由を付して通知する。

エ 参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

参加希望者のうち入札参加資格がないとされた者は、入札参加資格がないとされた理由について、書面により次のとおり説明を求めることができる。

(ア) 提出期限

令和6年(2024年)11月22日(金)17時00分まで(休日は除く)

(イ) 提出方法

説明要求として「入札参加資格がないと認めた理由の説明要求書(様式3-10)」に必要な事項を記入し、「6 問い合わせ先」宛てに郵送にて提出すること。

(2) 入札の辞退

参加資格を有すると認められた入札参加者が入札を辞退する場合は、入札書等の提出期限までに、様式集に定める「入札辞退届(様式4-5)」に必要な事項を記入し、「6 問い合わせ先」宛てに持参又は郵送にて提出すること。

(3) 入札書類及び事業者提案書等の提出方法

ア 提出期限

令和6年(2024年)12月4日(水)17:00まで(休日は除く)

イ 提出方法

「6 問い合わせ先」宛てに持参又は郵送するものとする。

持参の場合は、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く日の午前9時から午後5時までとし、あらかじめ電話又はメールにて持参日時を連絡すること。

郵送の場合は、書留郵便(親展と明記すること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展と明記すること。)とする。

(4) プレゼンテーションの実施

提案審査書類を提出した者を対象に、提案内容のプレゼンテーション及び提案審査書類に対するヒアリングを行う。これらの日時等の詳細は、提案審査書類の提出者に対して個別に通知する。

(5) 開札

入札書の開札は、市において、以下のとおり行う。なお、日時や場所等の詳細については決定次第各入札参加者に通知する。

ア 日時

令和6年(2024年)12月26日(予定)

イ 実施方法

- (ア) 開札は、入札参加者又はその代理人を立ち合わせて行う。立会いを行う者は、各入札参加者で1名とする。また、代理人が開札に立ち会う場合、様式集及び提案記載要領における委任状（代理人）（様式5－5）を当日持参することとする。
- (イ) 入札参加者又はその代理人が立ち会わない場合においては、入札事務に関係のない市職員を立ち合わせて行う。
- (ウ) 開札場には、入札参加者、その代理人又は前項の立会職員及び入札事務に係のある市職員（以下「入札関係職員」という。）以外の者は、入場することができない。
- (エ) 入札参加者又はその代理人は、開札開始時刻後においては、開札場に入場することができない。
- (オ) 入札参加者又はその代理人が開札場に入場しようとするときは、入札関係職員に身分証明書を提示しなければならない。代理人は、開札に関する委任状をもって、身分証明書に替えることとする。
- (カ) 入札参加者又はその代理人は、入札関係職員が特にやむを得ない事情があると認めた場合を除き、開札場を退場することができない。
- (キ) 開札場において、次のいずれかに該当する者は、当該開札場から退去させる。
 - a. 公正な執行を妨げようとした者
 - b. 公正な価格を害し、又は不正の利益を得るために連合した者
- (ク) 開札においては、入札価格が予定価格の範囲内であるか否かの確認を行う。当該範囲内の入札書を提出した者がいないときは、入札の執行を取りやめる。

6 問い合わせ先

札幌市教育委員会生涯学習部学校施設課

住 所：〒060-0002 札幌市中央区北2条西2丁目 STV 北2条ビル

電話番号：011-211-3835

電子メールアドレス：kyoiku-keikaku@city.sapporo.jp

7 その他

(1) 議会の議決

本調達は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）の規定の対象となる契約のため、議会の同意を得た日に本契約として成立する。

(2) 使用言語、通貨

使用する言語は日本語、通貨は円に限る。

(3) 入札保証金

免除する。なお、落札者となった場合において、正当な理由がなく契約を締結しないときは、市は落札金額の 100 分の 3 に相当する額の違約金を徴収できるものとする。

(4) 契約保証金

要する。保証金額は事業契約書（案）第 9 条のとおりとする。

(5) 入札の無効

ア 4 入札参加資格で示した入札参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した者のした入札その他札幌市契約規則第 11 条各号の一に該当する入札は無効とする。

イ 札幌市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第 6 条第 3 項の規定により入札書を受理した場合で、同条第 1 項の資格審査が改札日時までに終了しないとき又は参加資格を有すると認められないときは、当該入札書は無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要する。

(7) 落札者の決定方法

落札者決定基準に基づいて落札者を決定する。

(8) その他

本公告に係る詳細は入札説明書による。入札説明書の交付場所は 6 問い合わせ先と同様であり、下記 URL のホームページからもダウンロードできる。

<https://www.city.sapporo.jp/kyoiku/gakku/keiyaku/gakkoreiboupfi.html>

また、本調達については、本調達に係る予算の成立を条件とする。

(1) Name of Project

Air Conditioning Equipment Installation Project for Schools in Sapporo City

(2) Deadline to Submit Forms for Preliminary Screening of Prospective Bidders

October 28, 2024, 5:00 p.m.

(3) Deadline to Submit Project proposals

December 4, 2024, 5:00 p.m.

(4) Contact Information

School Facilities Section, Lifelong Learning Department, Sapporo City Board of Education

Address : Kita 2-jo Nishi 2-chome, Chuo-ku Sapporo JAPAN 060-0002

TEL : 011-211-3835

Email : kyoiku-keikaku@city.sapporo.jp

(5) Note

All procedures will be conducted in Japanese only.